

真庭市地域防災計画の概要

1 市地域防災計画の概要

市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市防災会議が作成することとされている防災に関する業務の総合的な運営計画である。

本市では、「風水害等対策編」、「地震災害対策編」及び「原子力災害等対策編」並びに「資料編」を定め、災害の種別に応じた関係機関・部署相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱としている。

＜市地域防災各編の構成＞

- 災害予防計画
- 災害応急対策計画
- 災害復旧計画

2 市地域防災計画の修正

市は、国や県の防災計画修正の内容を踏まえ、市町村地域防災計画への反映を行うとともに、自主防災組織活動の活性化など、市の実情に応じた効果的な防災対策の実施に努めることにより、地域防災力の強化を図ることとしている。

3 主な修正内容

（1）防災基本計画の修正（令和4年6月）を踏まえた県の修正の反映、

- ・災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み
- ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進
- ・避難所における食物アレルギーへの配慮
- ・避難所における再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

（2）防災基本計画の修正（令和5年5月）を踏まえた県の修正の反映

＜多様な主体と連携した被災者支援＞

- ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

＜県民への情報伝達＞

- ・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
- ・通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
- ・障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

＜デジタル技術の活用＞

- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

（3）県の防災対策の見直し等を踏まえた修正の反映

- ・「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」を明記
- ・県の防災配備体制の基準に長周期地震動階級を追加